

## マイノリティ問題の一局面

——カリフォルニア州憲法修正提案二〇九号をめぐる議論を素材に——

大河内 美紀

### 目次

#### はじめに

##### (一) 問題の所在

##### (二) 本稿の構成

#### 第一節 カリフォルニア州憲法修正提案二〇九号

##### 一、提案二〇九号とは

##### 二、提案二〇九号とアジア系アメリカ人

##### (一) 提案二〇九号によるアジア系アメリカ人の「評価」

##### (二) アジア系アメリカ人の投票行動

#### 第二節 アジア系アメリカ人と合衆国憲法学

##### 一、合衆国における「多文化主義」をめぐる議論

##### (二) 合衆国における「多文化主義」論概観

(二) アジアン・リーガル・スタディ

二、アジア系アメリカ人の「特殊」性

(二) 合衆国における人種問題の「構成」における偏向

(二) アジア系アメリカ人の特殊性

第三節 アジア系アメリカ人と提案二〇九号

一、アジア系アメリカ人による提案二〇九号への反対の背景

(二) 「アジア系アメリカ人」にとつてのアファーマティヴ・アクションの必要性

(二) 「アジア系アメリカ人」全体に対する逆風への危機感

二、「アジア系アメリカ人」の不可視化

(二) 「アジア系アメリカ人」の不可視化

(二) 代表可能性

おわりに

はじめに

(二) 問題の所在

近年、合衆国において人種・民族的マイノリティの問題が再び注目を浴びている。これは一九九一年のロサンゼ

ルス暴動に代表される人種暴動やヘイト・クライムの増加、一九九〇年代後半から立て続けに出されたアフアーマティヴ・アクションに関する連邦最高裁の諸判決<sup>(1)</sup>や州レベルでのアンチ・アファーマティヴ・アクション法制定の動向、九・一一以降の社会不安の中で表面化した合衆国内部における「他者」とその排斥の問題、そしてこうした一連の動きによって現在まさに合衆国の統合が危機に晒されているとの認識によるものである。<sup>(2)</sup>

こうした中で目下焦点となつている人種マイノリティ問題は、六〇年代・七〇年代のそれとはその様相を異にする。その特徴として挙げられるのが、問題の一層の複雑化である。六〇年代においては、人種マイノリティの問題はイコール黒人差別の問題であった。しかし、今日マイノリティ問題の場に登場するのは、アフリカ系アメリカ人だけではない。アジア系、ヒスパニック系など様々な集団がこの問題に深く関与するようになり、白人をはじめとする他の人種・民族集団との間ににおける緊張感を高めている。

こうした問題状況を先鋭な形で示しているのが、カリフォルニア州である。カリフォルニア州は、合衆国の中でも突出して移民及びその子孫が多く、一九九〇年の国勢調査においては白人が五七・五%であるのに対し、ヒスパニック系が二五・八%、アジア系が九・一%、黒人が七・四%である。この傾向はますます進展しており、二〇〇〇年の調査ではヒスパニック系が三三・四%、アジア系は一〇・九%と増加、ヒスパニック系を除く白人が四六・七%まで減少し、非白人との関係においてはすでに数の上で少数者になつている。<sup>(3)</sup>

この状況への危機感を背景に、カリフォルニア州においては、とりわけ九〇年代に入ると反動的な動きが高まつた。それは、マイノリティ政策、なかんずくアファーマティヴ・アクションに対する諸政策の転換という形で現れることがある。一九九四年一月には、不法移民就労者及びその家族<sup>(4)</sup>に対して公教育及び公的健康保険の供与を停止することを求める住民投票、通称「提案一八七号」が可決され、州のみならず連邦全土において大きな論争を呼

んだ<sup>(5)</sup>。提案一八七号は「不法移民」という、ある意味では攻撃しやすい存在をターゲットとしたものであったが、その背景には移民政策そのものに対する反発が存在したことは多くの論者が指摘するところである<sup>(6)</sup>。翌一九九五年には、激しい論争の末、これまで入学試験において用いてきたアフアーマティヴ・アクション・プログラムを廃止するとの決定をカリフォルニア大学が行う。これは主要な公立大学では初めてとなる「大転換」であり、裁判を通じたアンチ・アファーマティヴ・アクション運動が漸進的にしか進まない中、アフアーマティヴ・アクション反対派にとつては画期的ともいえる「大勝利」であつた<sup>(7)</sup>。そしてさらにその翌年、いわばアンチ・アフアーマティヴ・アクションの総仕上げとして、アフアーマティヴ・アクションを原則的に禁止するための州憲法改正を求める住民投票が提起されることとなる。それがカリフォルニア州憲法修正提案二〇九号、いわゆる「提案二〇九号」である。そして、この提案をめぐる議論の中で注目されたのが、マイノリティ問題における「アジア系アメリカ人」の位置づけであった。

## (二) 本稿の構成

以上に指摘した問題状況を踏まえつつ、本稿は次のような構成をとる。

第一節では、提案二〇九号の提出から州憲法修正に至るまでの一連の経緯を概観し、そこにおいてアジア系アメリカ人の果たした「役割」、なかんずくその投票行動が、既存のフレームワークでは十分に説明できないことを指摘する。それは、既存のアフアーマティヴ・アクションに関する議論において「アジア系アメリカ人」の存在が意識されてこなかったことの現れと見ることができる。続く第二節では、このように従来その存在が意識されてこなかつた「アジア系アメリカ人」の視角を法学に導入しようとする試みであるアジアン・リーガル・スタディの成果

を明らかにする。そして、第三節においては、こうしたアジアン・リーガル・スタディの分析視角を用いて提案二〇九号をめぐる諸議論を分析、既存の議論のフレームワークに対して批判を試みることとする。

## 第一節 カリフォルニア州憲法修正提案二〇九号

### 一、提案二〇九号とは

提案二〇九号は、政党レベルではなく草の根の運動をその出自とする。その起草者は在カリフォルニア州の二人の教員、グルン・カストレッド及びトマス・ウッドである。彼らは、それぞれのキャリアを通じてカリフォルニア州のアファーマティヴ・アクション政策に疑問を抱いており、多文化主義及びアファーマティヴ・アクションに対する教育・研究者集団である California Association of Scholars を通じて出会い、共同して同提案を提出するに至つた。とはいっても、当初からこの「提案」が極めて重大な政治的イシューとして社会に受け止められたわけではない。

彼らは一九九一年から同提案の準備に取りかかり、九三年一〇月にその原型となるイニシアティヴ（C C R I 「カリフォルニア公民権イニシアティヴ」と呼ばれる）を州司法長官に提出したが、住民投票に付すに必要な署名数を集めることはできなかつた。この状況を大きく変えたのが、一九九四年の提案一八七号をめぐる一連の政治的・社会的動向である。提案一八七号の可決前後の議論を通じてマイノリティ問題やアファーマティヴ・アクションに対する人々の関心は急激に高まり、マスコミや共和党・民主党両党の注目するところとなつた。<sup>(10)</sup> それによつて、提案二〇九号は「『彼らの』イニシアティヴから、怒れる白人男性すべての結集点となつた」<sup>(11)</sup>のである。

こうした中、一九九五年八月に再提出されたイニシアティヴ（CCR-I）は翌年七月に必要署名数に到達、「提案二〇九号」として住民投票に付されることになった。そして一九九六年一月五日、大統領選挙と同時に行われた住民投票において、同提案は可決される。賛成五四・六%、反対四五・四%というじく僅差による可決成立であった。

提案二〇九号が可決された結果、カリフォルニア州憲法は改正され、その第一条に第三一項としてアファーマティヴ・アクションに関する条項が追加された。その特徴は、以下の通りである。

まず、第一条第三一項（a）は、「州は、公的雇用、公教育または公共事業契約において、いかなる個人または集団も、その人種、性別、皮膚の色、エスニシティまたは出身国（national origin）<sup>(12)</sup>に基づいて差別してはならない。」<sup>(13)</sup>と規定する。これが提案二〇九号による改正の中心部分である。一読して分かるように、この規定は文言上中立的な反分類的表現を用いており、連邦の公民権法第七編等の規定とほぼ同様のものとなつていて、しかし、同条項が、提案時において州が採用していたアファーマティヴ・アクション政策を否定するものではあることは、提案理由からも明らかである。<sup>(14)</sup>この点において、同条項は、アファーマティヴ・アクションを推進する根拠として用いられてきた公民権法第七編等とは対照をなす。

もうひとつは、同条項が連邦のアファーマティヴ・アクション政策に対して敬讓していることである。これについては、第三一項（e）に「本項は、連邦のプログラムによって正当性を付与または維持されていると思料される行為またはそれを正当ではないと見なすことによって州が連邦の基金を喪失する結果を招来するような行為を禁止するものと解してはならない。」<sup>(15)</sup>との規定がおかれている。これによつて同条項は、本改正によるアファーマティヴ・アクションの禁止があくまでも州の権限の範囲内にとどまるこことを強調している。

「」のように成立した提案二〇九号であるが、その正当性をめぐる争いは投票後ただちに裁判所へとその舞台を移すこととなる。全米有色人種地位向上協会（N A A C P）などを中心としたアフアーマティヴ・アクション支持派は、住民投票の翌六日、提案二〇九号が連邦憲法修正一四条の平等保護条項に反するとして、北カリフォルニア連邦地区裁判所に対し提案二〇九号の施行の差止を求める訴訟を提起した。<sup>(16)</sup> 一審は差止を認容したものの控訴審は原審を破棄、提案二〇九号の連邦憲法適合性を認める判決を下した。<sup>(17)</sup> 一九九七年一月に連邦最高裁は理由を述べないままサービスオレイライを否定、控訴審判決が確定している。<sup>(18)</sup> また、提案二〇九号を受けて、カリフォルニア州で実施されていた様々なアフアーマティヴ・アクション・プログラムの州憲法適合性を問題にする訴訟も続々と提起されてきている。これら一連の訴訟においてもアフアーマティヴ・アクションと平等の問題が問い合わせられることがあり、現在、カリフォルニア州のみならず合衆国全体において非常に大きな論議を呼んでいる。<sup>(19)</sup>

## 二、提案二〇九号とアジア系アメリカ人

既に見たように、提案二〇九号はごく僅差で可決されたわけであるが、その結果及び人々の投票行動は多くの予想を裏切るものであった。なかでも関心を呼んだのは、アジア系アメリカ人の投票行動についてであった。

### （二）提案二〇九号推進派によるアジア系アメリカ人の「評価」

共和党を中心とする提案二〇九号の推進派は、一連の選挙キャンペーンの中で、アフアーマティヴ・アクションがアジア系アメリカ人に対する差別をもたらしている、というレトリックを積極的に用いていた。例えば、当時の

州知事である共和党のピート・ウイルソンは、提案二〇九号に先んじて行われたカリフォルニア大学の学生選考にあたってのアフアーマティヴ・アクション政策の転換を支持し「人種による選好は人種差別である。三十年前、人々はアフリカ系アメリカ人を差別するという過ちを犯した。そして今、人々はアジア系及び白人アメリカ人を差別するという過ちを犯している。」<sup>(21)</sup>とスピーチしている。また、一九九五年六月には、「変わるべき時だと考へているのは『怒れる白人男性』のみではない」として、アフアーマティヴ・アクションの対象とされているが故に自己評価を下げざるをえず困惑しているベトナム系学生の例を挙げている。<sup>(22)</sup>推進派は、人種に基づく選好を否定し、法の下の平等と個人の権利を保障するものとして提案二〇九号を位置づけたが、その文脈において、アジア系アメリカ人を白人と同じくアフアーマティヴ・アクションによる逆差別の犠牲者であると評したのである。

### (三) アジア系アメリカ人の投票行動

それでは、実際の投票行動はどうなものだったのだろうか。ロサンゼルス・タイムズの実施した出口調査によれば、その結果は以下の通りである。<sup>(23)</sup>

投票総数	九、六五七、一九五票	賛成	反対
白人	六三%	三七%	五四・六%
黒人	二六%	七四%	四五・四%

マイノリティ問題の一局面（大河内）

ヒスパニック系	二四%
アジア系	三九%
	七六%
	六一%

*Los Angeles Times*, 7 November 1996. p6

この結果から、白人と非白人との間には提案二〇九号に対する態度の明らかな相違が存在することが、見て取れる。なかでも着目すべきは、提案二〇九号推進派が「白人と同様に」アファーマティヴ・アクションの犠牲者であると位置づけたアジア系アメリカ人の投票行動である。提案二〇九号に反対した白人の割合が三七%にすぎなかつたのに対し、アジア系アメリカ人は六一%が反対の立場に回っている。少なくとも両者の投票行動は「同様」とはならなかつたのである。また別の論者は、他機関の出口調査を引用しつつ、アジア系アメリカ人の五分の四以上が提案二〇九号に反対の投票をしており、それは支持政党を横断する形でなされている、と指摘している。<sup>26)</sup>

この投票行動は、多くの人々に予想外のものとして受け止められた。言うまでもなく、投票行動には様々な要因が作用しており、軽々に論ずることができるものではない。しかし、ここでは、なぜアジア系アメリカ人がアンチ・アファーマティヴ・アクションを掲げた提案二〇九号に対して異を唱えたのか、そして、その反応が「多くの人々」にとつて予想外と受け止められたのはなぜか、という点に着目をしたい。これについて有益な分析視覚を提供していると思われるのが、批判的人種研究(CRS)から派生したアジアン・リーガル・スタディである。

## 第二節 アジア系アメリカ人と合衆国憲法学

### 一、合衆国における「多文化主義」をめぐる議論

#### (二) 合衆国における「多文化主義」論概観

アジアン・リーガル・スタディは、多文化主義に関する議論と密接に結びついて展開をしてきている。そこで、アジアン・リーガル・スタディについて検討する前に、合衆国における多文化主義をめぐる諸議論について、簡単に見ておきたい。

一九世紀から二〇世紀初頭にかけて、植民地統治及び民族対立的な国民国家間の紛争という二つの場面において、ヨーロッパ諸国は民族問題としてのマイノリティ問題に直面することとなつた。例えば、多くの植民地を抱えたイギリスにおいては、一九世紀を通じて、国内における自由主義と植民地統治における先住民族の諸権利や移民政策との関係がさかんに論じられてきた。

しかし、第二次世界大戦以前の合衆国においては、状況は異なつた。イギリスとは異なり、合衆国においては、イギリス系移民である WASP を範型として「アメリカ人」を形成するという素朴な同化モデルが信じられてきたからである。<sup>脚注</sup>これは、合衆国が植民地統治とは無縁であつたこと及び合衆国内部の少数民族（ネイティヴ・アメリカンなど）が地理的にも人口的にも極めてマイナーな存在であつたことなどに起因する。

この時期における合衆国の統合のあり方は、多様な民族が混じり合つて一つになるという「メルティング・ポット論」に端的に示されている。すなわち、J·S·ミルが言うように国民の間に仲間意識がなくその使用言語も異

なる場合には代表制が機能するためには必要な統一的世論の形成は不可能であり、人民の自己統治は「人民」が「ひとまとまりの人（a people）」である場合にのみ可能であるため、一つの民主主義体制に属するものは政治的忠誠の感覚を共有していかなければならないと考えられていたのである。<sup>(44)</sup>

これに対し、一九五〇年代になると合衆国において固有の国民統合の問題が浮上してくる。黒人差別の問題がそれであり、公民権運動は合衆国に国内を二分する激しい議論と衝突をもたらすこととなつた。公民権運動は六〇年代半ばまでに様々な黒人の法的権利を成果として獲得する。そして、平等論やアファーマティヴ・アクション論などに関してそこで描かれた構図が、以後の合衆国におけるマイノリティ問題の基本構造となつた。

六〇年代後半から七〇年代に入ると、世界的な「エスニシティの復興」の潮流を受けて、合衆国においても移民集団による独自文化の主張が盛んに行われるようになる。古典的なWASP文化への同化モデルを否定する一方で集団としての地位やエスニシティの多様性を強調する議論は、既存の個人主義・自由主義に対し鋭い批判を投げかけた。これを引き継ぐ形で八〇年代後半にはいわゆるマルチカルチャラリズム論争が巻き起こり、合衆国における多文化主義のあり方が広く論じられることとなつた。<sup>(45)</sup>

## （二） アジアン・リーガル・スタディ

こうした潮流のなかで派生してきたのが、アジア系アメリカ人に着目をし、その視点から既存の議論を批判しようと/orするアジアン・リーガル・スタディ<sup>(46)</sup>である。これは、一九八〇年代に高まり、一九八八年に「市民的自由に関する法」<sup>(47)</sup>として結実した、第二次世界大戦下における日系アメリカ人の強制収容に対する補償（リドレス）を求める一連の運動と軌を一にして生じたものであり、コレマツ事件<sup>(48)</sup>に典型的に見られるような合衆国の司法及び法学に

潜むアジア人に対する人種差別の問題をその主要な研究対象としている。先駆的な業績としてはロナルド・タカキやネイル・ゴタンダによるものなどが著名であり、<sup>(34)</sup> アジア系の移民を多く抱えるハワイ州や西部諸州などを中心に研究が進められた。一九九四年には、カリフォルニア大バークレー校から以後のアジアン・リーガル・スタディの中心となる Asian Law Journal が創刊され、今日に至るまでアジア系アメリカ人をめぐる様々な法的課題に関する論争を提起し続けている。

## 二、アジア系アメリカ人の「特殊」性

では、アジアン・リーガル・スタディが着目する「アジア系アメリカ人」の特徴・特殊性とは何であろうか。そして、その視角を導入することによって何が見えてくるのだろうか。

### (二) 合衆国における人種問題の「構成」における偏向

アジアン・リーガル・スタディの果たした最大の貢献は、合衆国における人種問題の枠組みの持つ偏向性を暴露したことにあると言ふことができる。その偏向性とはすなわち、黒人対白人という二元的図式で人種問題を描く構図のことである。アフリカ系アメリカ人を中心に公民権運動が高揚し、差別撤廃運動や人種に関するヘイト・クライムの問題が社会の大きな課題として取り上げられた一九六〇年代においては、この二元的図式が圧倒的に支配していた。これは、ケルナー委員会報告書<sup>(35)</sup>の次のような記述に典型的に見出すことができる。曰く、「我々の国家は、二つの社会に分裂しようとしている。一つは黒人の、そしてもう一つは白人の社会である」と。

人種問題の分析視角として黒人対白人という二元的図式が支配的であったことには、当然のことながら合衆国固有の歴史的背景が存在する。南北戦争と合衆国憲法修正一四条制定の歴史を紐解くまでもなく、合衆国においては奴隸制とその負の遺産としてのアフリカ系アメリカ人に対する差別の問題が歴史的・社会的に希有な位置を占め続けてきた。その限りにおいて、いわば被差別集団の典型として「黒人」が描かれてきたことには一定の歴史的意義があり、また、今日のアフアーマティヴ・アクション論においてもなお見逃すことのできない要素であると捉えるべきであろう。

しかし、黒人を被差別集団そして人種マイナリティの典型として描く二元的図式においては、必然的に、その他の非典型的なマイナリティ集団を「白人」または「黒人」に擬制せざるをえない。そして、そのことは様々な場面で、合衆国における他のマイナリティ問題を隠蔽する機能を果たしてきた。

一例をあげよう。一九世紀のカリフォルニアには裁判において黒人を証人としてすることを禁止する州法が存在していたが、同法の下で中国系移民を証人とすることが可能か否かが争われた裁判において、カリフォルニア州最高裁判は中国系移民を黒人と看做してその証言能力を否定する判決を下している<sup>(4)</sup>。また、これとは逆に、ラテン系アメリカ人は、一九六〇年代半ばまで存在した種々の黒人差別法<sup>(5)</sup>の下では「白人」に擬制されることが一般的であつた。

しかし、彼らは法的には「白人」と位置づけられる一方で、社会的には構造的差別にさらされてきており、黒人差別法における「白人」への擬制は逆にこの構造的差別を覆い隠してきたと言うことができる。以上に散見した限りにおいても、二元的図式の下で多様な人種集団が「黒人」「白人」という法的カテゴリーに、その多様性を一切考慮されることなく割り振られてきたこと、そしてそれが合衆国において多くのマイナリティ問題を潜在化させてきたことを看取することができる。

また、合衆国において被差別集団・人種マイノリティの典型とされた「黒人」は、比較法的に見ると非常に特異な性格を帶びている。ヨーロッパでマイノリティ問題が論じられる場合、そこで登場するマイノリティは二つの類型に区分されている。一つが移民であり、もうひとつが民族的マイノリティである。移民とは自身が元来所属する民族的共同体を自発的に離れて別の社会に移ってきた者を指し、民族的マイノリティは、より大きな国家に組み込まれた、独自の、そして自己統治可能性をもつ集団を意味する。<sup>(4)</sup>前者が分散し多数派の社会に統合されて暮らす傾向にあるのに対し、後者はしばしば伝統的に居住する土地に定着し集住することを望む。ウイル・キムリックは、こうしたヨーロッパの議論枠組みから見た場合、合衆国におけるアフリカ系アメリカ人はこの二つのモデルのいずれにも該当しない、極めて特殊な性格を有する、と指摘する。すなわち、合衆国における奴隸制の負の遺産であるアフリカ系アメリカ人は、出自において非自発的であること、人種隔離政策や異人種間の婚姻の禁止、読み書きを教えることを禁止する法律などによって多数派の文化への統合を妨害されてきたことなどの点で移民モデルからは逸脱している。また、伝統的居住地や固有の共通言語及び文化を有さないという点で、民族的マイノリティと同列に論じることもできない。<sup>(42)</sup>

このアフリカ系アメリカ人の「特殊性」は、合衆国内の他の人種的マイノリティ—例えば、移民として合衆国にやつてきたアジア系アメリカ人やヒスパニック系アメリカ人など—と比べた場合にも際立つていてと言えよう。しかしながら、既存の議論は本来特殊な性格を有するアフリカ系アメリカ人をマイノリティ集団の「典型」と位置づけてきたがゆえに、それに基づいて構築された諸制度を他のマイノリティ集団に適用することの不適切性についてはほとんど論じられることができない。

もうひとつの問題点は、黒人対白人の二元的図式の下では「非白人」間ににおける差別の問題が不可視化されてしま

まうことである。アジア系アメリカ人に対する差別の問題は、白人との関係におけるものばかりではなく、他のマイノリティ集団との関係においても同様に生じている。<sup>(43)</sup>しかし、二元的図式が分析視角として用いられてきた結果、こうした問題状況が正確に描写されてこなかった。アジアン・リーガル・スタディは、アフリカ系アメリカ人とは異なる「アジア系アメリカ人」の特殊性に着目をし、その視角からマイノリティ問題を分析することによって、これらの問題点の克服を試みている。

### （二）アジア系アメリカ人の特殊性

それでは、アジアン・リーガル・スタディが着目するアジア系アメリカ人の特殊性としては、どのようなものが挙げられるだろうか。

#### ①モデル・マイノリティ神話

第一に挙げるべきは、「モデル・マイノリティ神話」の存在であろう。モデル・マイノリティ神話とは、アジア系アメリカ人に対する一種のステレオタイプ的認識であり、アジア系アメリカ人は勤勉で知的であるがゆえに合衆国で成功を収めた理想的なマイノリティであると捉えるものである。モデル・マイノリティ神話は一九六〇年代から八〇年代にかけて構築され<sup>(44)</sup>、マスコミなどを通じて広く一般に受容されるものとなり、九〇年代以降のアンチ・アーフィマティヴ・アクションの動きと結びつくこととなつた。

これが最も顕著に現れたのが、高等教育の場面においてである。この時期、高等教育機関におけるアジア系学生の増加を批判する声が急速に高まる。エリート校の代名詞であるマサチューセッツ工科大学（M.I.T.）がMade In

Taiwan であると揶揄されたり<sup>(46)</sup>、カリフォルニア大学でアジア系アメリカ人学生の比率が三〇%近くにまで達し人種間の緊張が高まるなどの事態が起こったのもこの頃であり、こうした批判をうけて各校において入学試験制度の見直しが進められるようになつた。本稿の冒頭で紹介をしたように、カリフォルニア大学を始めとする複数の公立大学において、これ以降人種に基づくアファーマティヴ・アクションの要素を入学試験から排除する方向へ転換が行われている。<sup>(47)</sup>「アジア系アメリカ人は既に成功を収めている」というモデル・マイノリティ神話は、この転換を進める有力な言説の一として用いられた。<sup>(48)</sup>

こうしたモデル・マイノリティ神話については、アジアン・リーガル・スタディの視角から様々な批判が投げかけられてきている。アジアン・リーガル・スタディの代表的な論者のひとり、ロバート・チャンは、モデル・マイノリティ神話が二つの点で問題をはらんでいると指摘する。第一に、それがアジア人にに対する今日の差別及び過去の差別の今日における影響の存在を否定することにつながっていること、第二に、他の人種的マイノリティ及び貧困層にある白人に対する抑圧を正当化することである。<sup>(49)</sup>

前者の典型が、特に教育の分野においてアジア系アメリカ人はもはや「マイノリティ」ではないという主張である<sup>(50)</sup>。これらの主張は無論種々の統計資料に依拠するものであり、一面においてこの指摘は正しい。しかし、アジアン・リーガル・スタディはこの種のモデル・マイノリティ神話の虚偽性を次のように指摘する。

第一に、これは「アジア系」アメリカ人の間の多様性を無視した議論だという点である。モデル・マイノリティ神話がアジア系アメリカ人の経済的成功を語る場合、その対象は日系アメリカ人であることがほとんどである。また、教育機関におけるアジア系学生の過剰代表が言われる場合にも、そこで名指しされるのはコリアンや中国系アメリカ人である。しかし、「アジア系」アメリカ人と言つてもその出身国は多様であり、その社会的・経済的地位も

様々である。ある論者は、貧困問題を出身国別に見た場合、合衆国における平均貧困率九・三%を下回っているのはアジア系アメリカ人のなかでも日本及びフィリピンの出身者に限されることを指摘する。他方でベトナム系の場合には貧困率三三・五%と平均を大きく上回り、カンボジアでは四六・九%，モンゴルでは六五・五%，ラオスでは六七・二%と軒並み極めて高い貧困率を示しているのである。

また、統計に現れにくい差別の問題である「ガラスの天井」<sup>(54)</sup>の存在も見逃すことはできない。性差別の領域で論じられることの多い「ガラスの天井」がアジア系アメリカ人に対しても存在していることをハーベイ・ギーは指摘する。<sup>(55)</sup>これらの観点に立てば、差別是正のためのアファーマティヴ・アクションは今なおアジア系アメリカ人にとつて重要な利益をもたらすものとして位置づけられる。しかし、モデル・マイノリティ神話は、アジア系アメリカ人はもはや被差別者ではないとするステレオタイプを掲げることによって、現実のアジア系アメリカ人のニーズを隠蔽する機能を果たしているのである。

後者については、特にラテン系アメリカ人やアフリカ系アメリカ人に対する抑圧が問題となる。すなわち、「勤勉で知的」なアジア系アメリカ人を望ましいマイノリティと位置づけることは、同時にその他のマイノリティーとりわけアジア系アメリカ人よりも統計上経済的・社会的に不利な立場にあるとされるヒスパニック系、アフリカ系アメリカ人などを「望ましくない」マイノリティと位置づけることになるからである。さらには、アジア系アメリカ人の経済的成功を彼らの勤勉さに由来するものと描くことの裏返しとして、現に経済的劣位にあるヒスパニック系、アフリカ系アメリカ人に対する、それは彼らの怠惰さに由来するものであり、「経済格差は人種によるものではなく『自然な』ものである」との評価を下すことにもつながっている。<sup>(56)</sup>過去の差別に対する救済措置として正当化されてきたアファーマティヴ・アクションの要求を不適切と看做す昨今の議論には、このモデル・マイノリティ神

話が大きく影響を与えていているということができる。

さらに、モデル・マイノリティ神話そのものが、白人と非白人との間の階層構造を前提とし、それを再生産するものであるとの批判も存在する。モデル・マイノリティ神話においては、上層市民である白人と「同様」になる（あるいはなるうと努力する）ことが、「望ましいマイノリティ」の姿として描かれるわけだが、それは逆に白人至上主義を強固にするという役割を果たし、差別構造を永続化させているのである。<sup>(6)</sup>

## ② 非「集団」としてのアジア系アメリカ人

この問題の背後にあるもうひとつの問題は、「アジア系」を一括りにするレイシング<sup>(6)</sup>そのものである。先述のように、アジア系アメリカ人の出身国は多様であり、また、合衆国におけるその経済的・社会的地位にも、非常に大きな差異が存在する。その意味において、「アジア系」アメリカ人を共通の利害を有するひとつの集団として捉えることは適切ではない。<sup>(6)</sup>

しかしながら、合衆国のマイノリティ問題の領域で「アジア系」アメリカ人について言及がなされる場合、その多くはこうした「アジア系」アメリカ人の非集団性について考慮をしていない。白人対非白人という二元的図式の問題性については既に指摘をしたが、その中で「非白人」を分類する場合であっても、アフリカ系、ヒスパニック系などとならんで「アジア系」という分類がなされることが一般的である。

こうした「アジア系」というレイシングは現状にそぐわないばかりでなく、アジア系アメリカ人をめぐる諸問題を生み出す一因ともなっている。先に述べたモデル・マイノリティ神話がその一例であり、日系や中国系などの経済的に比較的恵まれた地位にある「アジア系」アメリカ人がステレオタイプとして一般化されることにより、その

他の「アジア系」アメリカ人のニーズが考慮されないという結果を生み出している。<sup>(3)</sup>また、一九八〇年代後半から一九九〇年代にかけて急増したアジア系の人々に対する暴力の問題にも、この「アジア系」というレイシングが影響を与えていた。一九八二年に起こった著名なビンセント事件<sup>(4)</sup>において日系自動車企業の合衆国進出に腹を立てたという犯人がターゲットにしたのは中国系アメリカ人のビンセント・チャンであった。一九八〇年代以降のアジア系の人々に対するヘイト・クライムの主たる原因は日系企業の合衆国における影響力の増大やその経済的優位への反発であると言われているが、現実にそのクライムの対象とされるのは日系人に限られるわけではなく、むしろ攻撃対象としやすい中小商店——それらの多くは中国系あるいはコリアン・アメリカ人によつて営まれている——に向かうことが多い。このように、アジア系の人々に対するヘイト・クライムは、エスニック（民族）ではなく文字通り黄色人種全体を対象としているのも、「アジア系」というレイシングが社会的に当然視されていることの一例<sup>(5)</sup>と言つことができるだろう。

なお、アジア系の人々に対するヘイト・クライムについては、上述のレイシングの問題以外にもアジア系アメリカ人固有の問題として捉えておくべき点がある。八〇年代以降のヘイト・クライムには、白人至上主義者による、アジア系を含む非白人一般への暴力という側面も無論存在する。しかし、アジア系に対する暴力の場合には、これに加えてネイティヴ主義（排外主義）的レイシズムの影響が強く現れている。これは、後述するように、アジア系アメリカ人がそのアメリカ人としての国籍にもかかわらず合衆国において「他者」すなわち「外国人」性を有するものとして捉えられていることと結びついている。

さらに、アジア系に対するヘイト・クライムは白人によってのみもたらされるわけではないことも、アジア系アメリカ人固有の問題として注意を払つておく必要がある。合衆國の人種階層構造においては、アジア系アメリカ人

は白人と黒人との中間に位置づけられる。そのため、アジア系アメリカ人は、より下層に位置づけられた他のマイノリティ集団からのヘイト・クライムにも晒されているのである。<sup>(4)</sup>

### ③ 「外国人」性 (foreignness)

次に指摘しておきたいのが、「外国人」性の問題である。「外国人性」とは、アジア系の者をその人種ゆえに「非アメリカ人」と看做すことを言う。この「外国人性」は、歴史的に、法的・非法的な様々な分野でのアジア系の人々に対する取り扱いの背後に存在してきた。

ロナルド・タカキは一九世紀後半から二〇世紀初頭のハワイのプランテーション農場におけるアジア系移民について言及しつつ、アジア系移民をはじめとする「外国人」労働者が、安価で労働調整のしやすい労働力として用いられてきたことを指摘する。<sup>(5)</sup> 一八七〇年制定の移民法によって帰化を制限されたアジア系移民は、文字通り「外国人」であるがゆえに、白人系アメリカ人労働者とは異なり「使い捨て」が可能であったのである。<sup>(6)</sup>

また、ネイル・ゴタンダは、第二次世界大戦下の合衆国で行われた日系アメリカ人強制収容事件を説明するためには、この「外国人」性という概念を用いた。彼は、コレマツ事件に代表される日系アメリカ人強制収容事件が国籍という基準ではなく「人種」を基準として行われたことに着目をし、「合衆国市民」と「市民権を有しないもの」という法的カテゴリーは明確に分離可能であり、それは『アメリカ人』と『外国人』との間の社会的区別に対応している。しかし、対象となる人々が黒人以外の非白人系の人々である場合には、その人種に対する考慮が、合衆国市民であることとアメリカ人であることとの『当然の』結びつきを不確かなものとする。一九四二年においては、日系アメリカ人は容易く『外国人』と看做され、それ故に、合衆国への反忠誠を示す蓋然性が高く、大規模かつ根

撲滅の抑留を正当化するに充分であると判断されたのである。」<sup>(4)</sup>と分析をしている。日系アメリカ人強制収容事件において「外国人」と看做されたのは日系アメリカ人であり、国籍上は「アメリカ人」と位置づけられている人々である。にもかかわらず、彼らは日系であるがゆえに「アメリカ人」とは異なる法的取り扱いの対象とされたのである。

今日においては、アジア系アメリカ人に對して、法的にこのような「外国人」としての取り扱いがなされることはなくなつた。しかし、だからといってこの「外国人」性の問題が完全に払拭されたと見るべきではない。第二次世界大戦時において日系アメリカ人が法的に「外国人」として認識されたのは日本と合衆国との軍事上の敵対関係に由来するが、今日、日本を始めとするアジア諸国と合衆国との関係においてその「敵対関係」に相当するのが自動車産業に代表されるアジア系企業の躍進である。この「敵対関係」に、現在もなお残るアジア系への「外国人」意識とが結びつくからこそ、<sup>(5)</sup>アジア系アメリカ人に対する事実上の差別やヘイト・クライムといった問題が生じていると言つていいだろう。

#### ④ 非西欧文化・宗教・言語

アジア系アメリカ人が非西欧圏の文化及び宗教と関わりを有していることと、その特殊性のひとつと言つていきができる。西欧的個人主義との対比において家族主義・集団主義などがアジア的文化として描かれるのはその一例である。ここで留意すべきは、これらの非西欧文化は西欧文化との関係で単に異なるものとして捉えられるのではなく、階層的序列化によって主流文化である西欧文化に劣位するものと位置づけられていることである。<sup>(6)</sup>また、使用言語や発音・なまりによる差別も、その派生物と捉えることができる。

## (5) 自発的な移民

また、特にアフリカ系アメリカ人との対比において確認しておくべきことは、アジア系アメリカ人の出自が自發的な移民であることであろう。先に見たように、合衆国においてマイノリティの典型とされた「黒人」は、移民でもなく民族集団でもないという世界的には特殊な類型のマイノリティである。したがって、「黒人」を範型として構築してきた既存のマイノリティ問題に関する諸議論をそのままアジア系アメリカ人に適用することはその性質上適切ではない。ネイサン・グレーヴーザーマイケル・ウォルツァーはこの点に着目をし、「自発的な移民」である非黒人たるマイノリティに対しても、ヨーロッパにおいて用いられている移民モデルを適用すべきであると主張している。<sup>(4)</sup>確かに、アジア系アメリカ人に対して「黒人」を典型として構築された既存の議論をそのまま適用することには問題があるだろう。しかし、ヨーロッパにおいて形成された移民モデルを合衆国において適用することもまた問題である。キムリッカが指摘するように、ヨーロッパにおける多くのマイノリティ論は、移民（またはエスニック集團）及び民族集団(Nation)という二つの類型のマイノリティを区別し、マジヨリティとこの二類型のマイノリティの関係性という枠組みに基づいて議論を展開してきた。<sup>(5)</sup>しかし、ゴタンダらが明らかにしたように、合衆国においては、白人と非黒人たるマイノリティ、そして黒人は階層構造をなしており<sup>(6)</sup>、また、その主要なアクターのひとつである黒人層はヨーロッパにおける議論では位置づけが困難な性格を有している。合衆国におけるマイノリティ問題として自発的移民及びその子孫を取り上げる場合には、こうした関係性を踏まえた上で考察が不可欠である。

### 第三節 アジア系アメリカ人と提案二〇九号

前節で見たように、合衆国におけるマイナリティ問題、なかなかアーマティヴ・アクションの問題を考えるにあたっては、「アジア系アメリカ人」の特殊性を看過することはできない。カリフォルニアにおける提案二〇九号へのアジア系アメリカ人の投票行動が、第一節で採り上げたように驚きをもつて受けとめられた一因はここにある。すなわち、アジア系アメリカ人の提案二〇九号への反応にまつわる多くの「誤解」は、これらの特殊性が考慮されてこなかった既存の枠組みに由来するものと言うことができるだろう。

#### 一、アジア系アメリカ人による提案二〇九号への反対の背景

##### (一) 「アジア系アメリカ人」にとってのアーマティヴ・アクションの必要性

それでは、なぜアジア系アメリカ人の多くが提案二〇九号に反対をしたのだろうか。それに関しては、第一に、既存の議論が「アジア系アメリカ人」にとってのアーマティヴ・アクションの必要性を過小評価していたことを指摘することができる。この誤解は二つの点にわたって存在している。ひとつはアーマティヴ・アクションの対象領域に関するもの、もうひとつはその対象者に関するものである。

提案二〇九号推進派がアジア系アメリカ人を「アーマティヴ・アクションの被害者」と位置づける場合、その具体例として挙げられるのは圧倒的に教育分野におけるものであった。しかし、カリフォルニア州においては、アーマティヴ・アクション・プログラムは教育分野に止まらず、雇用や公共事業契約などの領域においても採

用されていた。<sup>(20)</sup>エスニック系の新聞やケーブルテレビなどのメディアは、キャンペーンの過程を通じて、この点を強調した。すなわち、推進派がアファーマティヴ・アクションの「典型」を教育領域におけるそれとして描いたのに対し、雇用や労働にかかる経済的領域のそれを中心として位置づけたのである。<sup>(21)</sup>その結果、両者の描くアジア系アメリカ人にとっての「アファーマティヴ・アクションの必要性」に、乖離が生じることとなつた。

また、アファーマティヴ・アクションの対象者についての「誤解」は、モデル・マイノリティ神話の誤りから生じている。モデル・マイノリティ神話に対する諸批判が指摘するように、アジア系アメリカ人に對する経済的な成功者との位置づけは、仮に妥当とするとしても日系アメリカ人をはじめとするごく一部の人々に限られる。とりわけ東南アジアを出身国とするアジア系アメリカ人の多くは現在も合衆国において経済的に極めて不利な立場に立たされており、そのアファーマティヴ・アクションへのニーズは高いと言える。さらに、「ガラスの天井」などによる閉塞状況を考慮するならば、アファーマティヴ・アクションを必要とする人々はさらに広がる。提案二〇九号に対するアジア系アメリカ人の投票行動は、まさにこういった彼らの個人的利害を反映したものであると言うことがで

## (二) 「アジア系アメリカ人」全体に対する逆風への危機感

しかし、「アジア系アメリカ人の一部」ではなくアジア系アメリカ人の多くが提案二〇九号に反対したことに対する説明としては、アファーマティヴ・アクションに対する個人的利害の存在だけでは不十分であろう。提案二〇九号推進派が強調するように、一部のアジア系アメリカ人は提案二〇九号以前においてもすでに教育分野における多くのアフアーマティヴ・アクションの対象から外されており、実際にそこから利益を受けているわけではなかつ

たからである。<sup>(脚)</sup>このことから、彼らの投票行動はアフアーマティヴ・アクションに対する個人的利害ではなく、「アジア系アメリカ人」としての集団的利害を反映したものと推測することができる。その集団的利害を生み出しているのが、「アジア系アメリカ人」というレイシングそのものである。

先述のように、アジア系アメリカ人は、その内部的多様性にも関わらず「アジア系アメリカ人」として社会的に一括りにレイシングされている。そして、一九九〇年代以降のヘイト・クライムの急増に示されるように、合衆国において社会的経済的な影響力を強めつつある日系その他のアジア系アメリカ人への危機感または嫌悪感が、「アジア系アメリカ人」というレイシングを媒介として、今日における「アジア系アメリカ人」全体に対する逆風を生み出している。多様な、むしろ対立<sup>(脚)</sup>さえする利害関係にあるアジア系アメリカ人が、「アジア系アメリカ人」として一括りにレイシングされることによって、逆説的にではあれ集団としての利害を有することになるのである。

アジア系アメリカ人にとって、提案二〇九号は、現実にアフアーマティヴ・アクションの対象となつている者に対する攻撃であると同時に「アジア系アメリカ人」全体への攻撃でもある、と受け止められた。だからこそ、本来アファーマティヴ・アクションについて対立する利害を有するはずの「アジア系アメリカ人」たちが、集団としてこの提案に反対する必要性が説かれたのである。

## 二、「アジア系アメリカ人」の不可視化

このように、アジアン・リーガル・スタディの指摘は、なぜ「アジア系アメリカ人」が提案二〇九号に反対したのかという問い合わせ多くの示唆を与えてくれる。しかしながら、マイナリティ問題の枠組みそのものを論じる

場合、なぜ今回の提案二〇九号に対する投票行動が「多くの人」にとつて想定外のものとして受け止められたのか、ということこそが検討を要するより根本的な問いとなるだろう。アジアン・リーガル・スタディによつて指摘されるまで、そして今回のような投票結果が示されるまで、「多くの人」はアジア系アメリカ人が先述のようなニーズを有していくことに注意を払つてこなかつた。マイノリティ問題においてアジア系アメリカ人の「存在」は消去されていた。その原因こそが、今日のアジア系アメリカ人問題の根底にあるものと言つことができる。

### (一) 「アジア系アメリカ人」の不可視化

前述したように、提案二〇九号の推進派—すなわち、アファーマティヴ・アクション反対派は、その投票キャンペーンにおいて、アジア系アメリカ人を白人と同じアファーマティヴ・アクションの犠牲者という立場に位置づけ、失敗をした。彼らがこのような位置づけを行つたのはモデル・マイノリティ神話に依拠する部分が大きく、これはモデル・マイノリティ神話の「神話」性を裏付けるものと言える。

しかし、アジア系アメリカ人の利害の代表という点に関しては、アファーマティヴ・アクション支持派も反対派と同様の問題を抱えている。既存のアファーマティヴ・アクションに関する論考においては、アジア系アメリカ人の存在は単純に除外されてきたか、あるいはせいぜい他の非白人系マイノリティと同じ利害関係にあるものと想定されてきた。<sup>64)</sup> アファーマティヴ・アクション反対派がアジア系アメリカ人を白人と同視することによってその存在を不可視化してきたように、支持派もまた、アジア系アメリカ人を非白人であるアファーマティヴ・アクションの対象者として一括りにカテゴライズすることによって、彼らが他の非白人系の人々と異なる利害関係にあるという<sup>65)</sup>ことを隠蔽し続けてきた。

アジアン・リーガル・スタディの成果が明らかにしたように、アジア系アメリカ人が直面している差別の形態は、アフリカ系アメリカ人のそれとは非常に異なっている。アフリカ系アメリカ人に対する差別や敵意の根底には、彼らが社会的・経済的に、そして非常に極端な場合には人種的に「劣っている」という認識が存在する。しかし、現在アジア系アメリカ人に向けられている敵意の多くは、彼らが経済的に「恵まれすぎている」という認識に由来している。<sup>(4)</sup>これらの敵意から生じる差別は、結果の平等や平等を妨げるハードルの除去という理由で正当化されるアファーマティヴ・アクション論の枠組みによつて解消することはできない。

さらに言えば、現実問題として、アジア系アメリカ人とその他の非白人系アメリカ人との間には看過しがたい利害対立が存在する。これは、教育分野におけるアファーマティヴ・アクションの場面において特に顕著である。<sup>(5)</sup>例えれば、近時の *Gutter*<sup>(6)</sup> 判決及び *Geen*<sup>(7)</sup> 判決で問題となつたミシガン大学ロード・スクールにおけるアファーマティヴ・アクションは、その対象を「代表されていないマイノリティ」と定義している。しかし、その「代表されていないマイノリティ」にはアフリカ系、ラテン系及びネイティブ・アメリカンは含まれるがアジア系アメリカ人は含まれない、とする運用がなされており、アジア系アメリカ人は既にアファーマティヴ・アクションの対象から外されている。<sup>(8)</sup>また、カリフォルニア州のロウエル高校は、学生定員の四〇%以上をひとつのおスニックまたは人種集団が占めてはならないとする「四〇%ルール」を採用していたが、これが人種差別にあたるとして中国系アメリカ人学生が訴訟を提起、当該ルールの破棄を迫られるという事態がおこつた。<sup>(9)</sup>その結果、中国系アメリカ人の比率は一九九九年には五一・九%にまで高まつたが、その「犠牲」となつたのは圧倒的にアフリカ系アメリカ人及びラテン系アメリカ人であつた。<sup>(10)</sup>

以上に散見した限りからも、既存のアファーマティヴ・アクションに関する議論はいづれもアジア系アメリカ人

を「除外」した議論であり、適切にその利害を代表するものとはなり得ていないと言つことができるだろう。<sup>(4)</sup>

## (一) 代表可能性

では、アジア系アメリカ人の利害を代表する議論が存在しなかつたことが問題なのか。であるならば、どうしてこれまでその種の議論が作り出されてこなかつたのか。もちろん、総人口や地理的分布、政治的・社会的なパワーの不足といった諸事情により、アジア系アメリカ人が集団として固有の利益を訴える機会を逸していったという社会的背景も見落とすことはできない。<sup>(5)</sup>しかし、それ以上に留意すべきは、そもそも「アジア系アメリカ人の共通利害」<sup>(6)</sup>といふものが存在しうるのか、それを代表しうるのは一体誰なのか、という点であろう。

提案二〇九号に関するアジア系アメリカ人の投票行動については、そのキャンペーンにおいて諸々のNGOが果たした役割が積極的に評価されている。例えば、アファーマティヴ・アクションを推進するコリアンNGOであるK I W Aは、仮にコリアン・アメリカ人が他のアジア系集団よりも多くの負担を被ることになったとしてもアメリカ市民たる自身の責務の一つとしてアファーマティヴ・アクションを受容すべきであると強く訴え、コリアン・アメリカ人の提案二〇九号への反対投票を促すことに成功した。<sup>(7)</sup>提案二〇九号反対派の中心的組織であったA P A A A (Asian Pacific Americans For Affirmative Action) も、K I W Aをはじめ広範な集団と連携しつつ、キャンペーン活動を展開した。グァンタム・グッタは、こうした活動が一極集中型ではなく、ボトム・アップ的に行われたことで、汎アジア的な政治的アイデンティティを形成することに成功した、との分析を示している。<sup>(8)</sup>これは、提案二〇九号のキャンペーンにおいて「アジア系アメリカ人としての共通利害」を構成する言説が一定の有効性を持つたことの例証と言えるだろう。

しかし、繰り返し述べているように、「アジア系アメリカ人」というレイシングは人為的なものであり、実態にそぐわない面を持つ。そして、そのような「アジア系アメリカ人」の間において共通利害を構成しようとすることは、マイノリティ問題を解決するどころか、逆に様々な場面で軋轢を高めるとの批判も存在する。文筆家であり多文化主義者であるバーラティ・マハーティは、「アジア系アメリカ人」の共通利害を構築する戦略は結局のところ自己と他者とを分断する二分法的メンタリティを受容するものであると指摘する。<sup>(59)</sup> この視角によれば、マイノリティ問題を考察するにあたってアジア系アメリカ人の共通利害を構築することは黒人対白人の二元的図式の部分的修正にすぎず、一方で非アジア系とアジア系の間の衝突を再生産し、他方で「アジア系アメリカ人」内部での衝突を潜在化させるという帰結をもたらす。

とはいっても、現実に「アジア系アメリカ人」というレイシングが支配している状況において、提案二〇九号のキャンペーんに見られるように「アジア系アメリカ人」としての対抗言説を構築する必要性は看過できない。<sup>(60)</sup> ミランダ・オオシゲらは、ビル・オン・フィンの論考を引用しつつ、アジア系アメリカ人の多様性を認めつつもなお、アジア系アメリカ人が共通の背景と文化を有していることを強調し、支配的な白人文化に対抗することの重要性を説く。そして、「アジア系アメリカ人」の中でも現実に経済的・社会的に有利な地位に立つ日系アメリカ人やコリアン・アメリカ人に対して汎アジア的利害に基づく行動を期待する一方で、彼らの成功が経済的・社会的に劣位にあるその他の集団に対しても同じ「アジア系」としてロール・モデル的役割を果たしあることを指摘している。<sup>(61)</sup> こういった対応は、現状を見据えて戦略的に「アジア系アメリカ人」というレイシングを利用し、その共通利害を構成するものであり、多文化主義の文脈で言えば戦略的本質主義の系譜に属するものと見ることができる。しかし、戦略的とはいっても本質主義的アプローチをとることにより、二元的図式の持つ外的な対立の先鋭化と内部抑圧の問題は

残り続ける。<sup>(4)</sup>

また、アジア系アメリカ人の問題をさらに複雑にしているのが、「アジア系」という枠組みでは括れない集団の存在である。フィリピンを例に取ると、その地理的位置づけはアジアでありながら人種的にはラテン系であり、文化的には西欧文化であるキリスト教文化に深く根ざしているという特徴を持つ。仮にフィリピン系アメリカ人という独自のカテゴリーを超えて戦略的に対抗集団を構築しようとしたとき、彼らの利害を代表しうるのは「ラテン系アメリカ人」なのか、それとも「アジア系アメリカ人」なのか。「アジア系アメリカ人」というレイシングは、この点においても解きがたい問題に直面することになる。

### おわりに

マイノリティ問題は、より一層複雑化してきている。アジアン・リーガル・スタディは確かに既存の議論に欠けていた多くの論点を提示し、マイノリティ問題の分析に有益な視角を提供している。本稿で取り上げた提案二〇九号のような比較的単純化されたアンチ・アフアーマティヴ・アクション論を批判する場面においては、その果たす役割は決して小さくない。しかし、「アジア系アメリカ人」というレイシングのもたらすアンビバレンツな諸問題は尚解きがたく残されている。

最後に、こうした状況に対してもう一つの動きを紹介しておこう。それは合衆国国勢調査における人種調査方式の変更である。合衆国の国勢調査においては、予め提示された一五の「人種」カテゴリーのなかから自らの所属する人種を一つ選択させる方式が長年採用されてきた。しかし、異人種間の婚姻を規制する

諸制度も過去のものとなり人種集団の混住が進行する現在、現実には多くの人びとが複数の人種的・民族的出自を有している。それにも関わらず、彼らは当然に一つの人種に属するものとしてレイシングされてきたのである。<sup>(1)</sup>この方式が二〇〇〇年度から変更され、民族的出自のみならず人種についても重複回答が認められるようになつた。<sup>(2)</sup>これは、一人の人間を「アジア系」や「アフリカ系」といったひとつのカテゴリーにレイシングすることを公的場面で否定したものと説くことができる。

このような一人の人間の属性が複数にまたがることを承認する動きは、リサ・ロウの提唱するハイブリディティの承認<sup>(3)</sup>や性の領域で近年論じられるようになつたクイアーリ<sup>(4)</sup>の戦略に通底するものである。これらの議論はまだ緒についたところであり、その有効性については別途検討する必要がある。しかし、アジア系アメリカ人の問題を考える上で人種や民族的属性及びそのアイデンティティの複数性・重層性を積極的に加味していくことは、それが実態により近いということからも、一定の有効性を持つものと思われる。こうした要素を組み込んだ形でマイノリティ問題の議論枠組みを再構成していくことが必要であろう。

## 注

(1) これらの傾向を分析した近時の邦語文献として、吉田仁美「米国におけるアフアーマティップ・アクションの合憲性審査の動向」同志社法学五三巻七号（二〇〇二年）などを参考のこと。

(2) S・ハンチントン『分断されるアメリカ』（集英社、二〇〇四年）などを参考のこと。

U.S. Census Bureau, Census 2000.

(4) 子については、合衆国国籍を有するケースも少なくない。したがつて、同提案は単に不法移民のみを対象とするものではない。

- (5) もへじゅ、提案一八七号は採択された後に違憲であると判断され、この法制化は見送られた。
- (6) 古矢司『アメリカニズム』(東京大学出版会、1990年) 1回1頁以降を参照のこと。
- (7) Robert Post, *Preface*, in RACE AND REPRESENTATION: AFFIRMATIVE ACTION 9(Robert Post ed. 1993).
- (8) など、カリフォルニア大学のいの転換について論じた文献は極めて多いが、代表的なものとしてSee, ANDREA GUERRERO, SILENCE AT BOALT HALL(1997).
- (9) マイノリティ問題が問われる場面として、にもかかわらず住民投票という場が選ばれた」ともカリフォルニア州特有の様相と言ふべきがややね。カリフォルニア州には、これまでにめざましい政治的論争に際しては繰り返し住民投票が用いられてきたという伝統が存在したからである。
- (10) カリフォルニア州においては、州憲法を修正するにいたりシナティガにてこゝでは、一五〇日間で、直近の知事選挙における有権者の8%に相当する数の署名を集めなくてはならぬ。提案一〇九号の場合には、六九三一、一一一〇筆が必要であった。
- LYDIA CHAVEZ, THE COLOR BIND-CALIFORNIA'S BATTLE TO END OF AFFIRMATIVE ACTION, 70 n.80 (1998).
- (11) 提案一八七号で勝利を収めた共和党は、提案一〇九号についても主導的にキャンペーンを開催してゐる。
- CHAVEZ, *supra* note 9, at 40(1998).
- (12) たゞし、これは合衆国の公民権の有無を理由とする「異なる取り扱い」を禁止するものではあるとい解される。
- Eugene Volokh, *The California Civil Rights Initiative: An Interpretive Guide*, 44 UCLA L. REV. 1335, 1357-58(1997).
- CAL. CONST. art I § 31.
- (13) (14) Volokh, *supra* note 12, at 1394.
- CAL. CONST. art I § 31.
- (15) (16) Coalition for Economic Equity v. Wilson, 946 F. Supp. 1480(1996).

い)の争決では、州と連邦との権限関係が主たる論点となつた。

(17) Coalition for Economic Equity v. Wilson, 122 F.3d 692(1997).

(18) Coalition for Economic Equity v. Wilson, 522 U.S. 963(1997).

(19) E.g., Hi-Voltage Wire Works, Inc. v. City of San Jose, 24 Cal. 4th 537(2000); C&C Construction, Inc. v. Sacramento Municipal Utility Dist., 122 Cal. App. 4th 284 (2004); Crawford v. Huntington Beach Union High School Dist., 98 Cal. App. 4th 1275 (2002).

(20) 提案1)〇九号に關しては、本稿で取上げる論争以外にも、トトーマトイカ・トトハムハ（トトホ・トトマトイカ・トトハムハ）へテケハムハ条項を含む）と連邦憲法修正一四条との關係における司法判断の紛糾みの変容や、トロボジハムハムズヘ直接民主的手法と同法審査との関係などの観点から、活発な議論がなわれてゐる。これよりこゝが、別稿にて検討をやるに留めたところなりの参考文献として、

Cass R. Sunstein, *Causistry*, in RACE AND REPRESENTATION: AFFIRMATIVE ACTION 309(Robert Post ed. 1998).

(21) Pete Wilson, *Why Racial Preferences Must End*, San Francisco Chronicle 18 January 1996, A21.

(22) Michael Omi and Dana Y.Takaki, *Situating Asian Americans in the Political Discourse on Affirmative Action*, in RACE AND REPRESENTATION: AFFIRMATIVE ACTION 274(Robert Post ed. 1998).

(23) CHAVEZ, *supra* note9, at 120.

(24) Los Angeles Times, Nov. 7,1996, at A3,A5.

ふつて、各機関の世口調査では、若干その数字に違ひが見られる。例えば、チャガニスが参照し得るAsian Pacific American Legal Centerによる世口調査では、提案1)〇九号に賛成したアジア系アメリカ人は民主党支持者で一一・五%，共和党支持者で一七%，反対したのは民主党支持者で七八・五%，共和党支持者で七三・八%となつてゐる。

CHAVEZ, *supra* note9, at 236.

- (25) Gautam Guita, *Tokenism, 209, and the Politicization of Asian Americans*, 5 UCLA ASIAN PAC. AM. L. J. 45, 46(1998).
- (26) チャウハニは、「多くの評論家はアジア系の人々が提案」一〇九号を支持すると言ふてゐた。なぜなら、上位の公立学校への入学に關して、アジア系の人々はアフアーマティヴ・アクションによって被害を受けてゐるからだ。」と指摘してゐる。
- CHAVES, *supra* note 9, at 236-237.
- (27) ウィル・キムリッカ [角田猛之・石山文彦・山崎康仕監訳]『多文化時代の市民権』(晃洋書房、一九九八年) 八〇頁
- (28) 同、八〇—八一頁
- (29) 同、七四頁
- (30) 合衆国の多文化主義をめぐる動向については、米山リサ『暴力・戦争・リドレス』(岩波書店、二〇〇二年)一二頁以下、古矢・前掲注六、一七五頁以下を参照されたい。なお、アジアン・リーガル・スタディの論者はリベラル多文化主義を批判して登場した批判的多文化主義の系譜を受け継ぐものが多い。その主たる主張としては、リベラル多文化主義が既存の社会の歴史的・構造的階層性を軽視してゐる、人種間格差の問題を「文化の相対性」の問題にすり替える」とで構造的な抑圧・差別の現実をカモフラージュしてゐる、あからざる西欧中心主義を避けつつも基本的には西欧モデルへの同化主義を継承していることなどが挙げられる。
- (31) この学問領域は非常に新しく、その方法論は決してひとつの学派と呼べるものではない。しかし、既存の合衆国法学に欠落してゐた「アジア系アメリカ人」の存在に着目するところでは一致しており、本稿ではそうした諸議論を総称して便宜的に「アジア・コード・スタディ」と称呼する。
- (32) Civil Liberties Act of 1988, 50 U.S.C. app. § 1989.
- (33) Korematsu v. United State, 323 U.S. 214 (1944).
- (34) E.g., RONALD TAKAKI, STRANGERS FROM A DIFFERENT SHORE: A HISTORY OF ASIAN AMERICANS(1989); CRENshaw, GOTANDA,

PELLER and THOMAS ed.,CRITICAL RACE THEORY: THE KEY WRITINGS THAT FORMED THE MOVEMENT(1996).

- (35) 人種に基づく「ヘイト・クライム」が深刻な社会問題化したりとを機に、その原因究明を目的として一九六七年七月に設置された委員会や、<sup>36</sup>。

THE REPORT OF THE NATIONAL ADVISORY COMMISSION ON CIVIL DISORDERS [vol. 1968] 1(1968).

(36) People v. Hall, 4 Cal. 399(1854).

(37) ジム・クロウ法 Jim Crow Laws <sup>38</sup>。

(38) RONALD TAKAKI, A DIFFERENT MIRROR, 330-31(1993).

(39) Paul Brest and Miranda Oshige, "Affirmative Action for Whom?", 47 STAN. L. REV. 855, 888 (1995).

(40) キム・ワシタ・前掲注<sup>39</sup> 177 118頁。

(41) 回<sup>40</sup> 111-112頁。

(42) See, Robert S. Chang, *Toward an Asian American Legal Scholarship: Critical Race Theory, Post-Structuralism, and Narrative Space*, 81 CALIF. L. REV. 1243, 1264(1993); Bill Ong Hing, *In the Interest of Racial Harmony: Revising the Lawyer's Duty to Work for the Common Good*,

- 47 STAN. L. REV. 901, 902-903(1995).
- (43) しかし、アジア系アメリカ人に対する差別の問題を論じるにあたっては、第一次大戦後の状況を見るだけでは不十分である。トトノウ・ヤーは、ヤカル・マイノリティ神話の原型は一九世紀の中国系移民に対するホロタイプから生まれ、第二次世界大戦前から戦における日系人、そして現在へと形を変えてつながりゆくことを指摘する。<sup>41</sup>の指摘は、「外国人性」の問題が、同様に合衆国における第一次大戦前のアジア系移民の排斥問題から生み出されてもいたものである」と併せて理解しておへ必要があ<sup>42</sup>。

(45) ハの時期に行われた政府機関によるアジア系アメリカ人問題の報告書は、モードル・マイノリティ神話に関する言及が存在する。

U.S.COMMITTEE ON CIVIL RIGHTS, CIVIL RIGHTS ISSUES FACING ASIAN AMERICAN IN THE 1990s(1992).

なぜ、トドク系アメリカ人に対するステンオタイプ的認識には、「成功者」への認識と同時に、「モードル・マイノリティ神話」とい、個性がなく集団主義であるなどといったネガティブな評価も同時に存在する。ハの問題を「モードル・マイノリティ神話」で説明する論者も多いが、後者はむしろ「外国人性」から導かれる文化的階層構造によるもの見立」とがであるため、本稿では両者を区別して取り扱うとする。

*Compare*, Paul Brest and Miranda Ostry, *Affirmative Action For Whom?*, 47 STAN. L. REV. 855, 893-94 (1995).

(46) Frank H. Wu, *supra* note44, at 225, 239(1995).

(47) GUERRERO, *supra* note7, at 42.

(48) DANA Y. TAKAGI, THE RETREAT FROM RACE preface to the 1998 edition x-xvii(1993).

(49) See, Chang, *supra* note43, at 1264.

(50) *Id.*, at 1243, 1258-64.

(51) 「例えしても、リチャード・ポスナーのペニーチを以て挙げてね。」「一九八〇年には日本系アメリカ人の収入は国民の平均年収を111%上回っており、中国系アメリカ人は111%である。これに対し、アングロサクソンとアイルランド系は、それぞれ五百八十九億円である。」「一九八〇年には、二十五歳以上の白人の一七・八%が四年以上大学に通っているが、アジア人の場合には二十一・九%である。」

Richard A. Posner, *Comment: Duncan Kennedy on Affirmative Action*, 1990 DUKE L. J. 1157, 1157 n.2(1990).

(52) 前掲のボスナーの議論はその一例である。

*Id.*, at 1157.

(53) Brest & Oshige, *supra* note 45, at 894.

(54) Natsu Taylor Saito, *Symposium in Honor of Neil Gotanda: Model Minority, Yellow Peril: Functions of "Foreignness" in the Construction of Asian American Legal Identity*, 4 ASIAN L. J. 71, 90 (1997).

(55) 合衆国では Glass Ceiling の如きが、性差別の領域で、女性が組織の上層部または意思決定過程に食い込むといふべき現象を指す言葉として用いられる。

(56) Harvey Gee, *Why Did Asian Americans Vote Against the 1996 California Civil Rights Initiative?*, 2 LOY. J. PUB. INT. L. 1,44 (2001).

参考文献九章反対のキャラクターの中心を担ったNAACPやAsian Pacific Americans For Affirmative Actionなどの団体は、ハーバード大学の中でも「ガラスの天井」問題を強調している。

*See, ASIAN PACIFIC AMERICANS FOR AFFIRMATIVE Action, WE WON'T GO BACK!: WHY ASIAN PACIFIC AMERICANS SHOULD SUPPORT AFFIRMATIVE ACTION* 12 (1996).

(57) ハーバード大学を含む米系移民のパワードであると謂われるが、アジア系企業支援団体であるAMA (Asian American Technology Association) の理事長は、アジア系の人々は既存の企業では「ガラスの天井」に阻まれて能力を發揮できないため起業の道を模索するのだと思っている。岡部一明『サンフランシスコ発・社会変革団体』(お茶の水書房、1990年) を参照。

(58) Satio, *supra* note 54, at 94.

(59) *See, Chang, supra* note 43, at 1264.

(60) *See, Suzanne A. Kim, Comment: "Yellow" Skin, "White" Masks: Asian American "Impersonations" of Whiteness and the Feminist Critique of Liberal Equality*, 8 ASIAN L. J. 89, 98-99 (2001).

(61) 説  
アジアノ・リーガル・スタディは、人種を生物学的なものではなく、人為的に構築されたものとして理解すべきであると主張する。本稿では、人種というカテゴリーが社会的・歴史的プロセスにおいて人為的に創出される社会的構造物である、といふ含意を持たせるためにレイシックといふ言葉を用いている。

*See, Neil Gotanda, A Critique of "Our Constitution is Color-Blind", 44 STAN L. REV. 1(1991).*

(62) See, Brest & Oshige, *supra* note 45, at 895.

(63) アフリカーマトイガ・アクシミンの場面では、太平洋諸島及び東南アジア系の人々のニーズを別途考慮すべきと主張する論考述べる。

*Id.*, at 896-97.

(64) ニンセンヌ事件とは、一九八二年に日本の自動車産業の進出に対して不満を持った犯人が中国系アメリカ人である Vincent Chin を殺害した事件である。アジア系アメリカ人に対するペイト・クライムを象徴するものとしてしばしばマスクハイドも取り上げられる。

(65) Chang, *supra* note 43, at 1253-56.

*Id.*, at 1255-56.

(66) *Id.*, at 89.

(67) Saito, *supra* note 39, at 251-266.

(68) TAKAKI, *supra* note 39, at 251-266.

(69) 一八七〇年制定のアメリカ連邦移民法は「自由なる白人およびアフリカ人ならびにその子孫たる外国人」が帰化可能であるとして、人種による異なる取り扱いを定めていた。

(70) Saito, *supra* note 54, at 86-87.

(71) 第二次世界大戦期における日系人の強制移送は、市民権の有無を問わずあらゆる日本人の子孫 (all persons of Japanese ancestry,

both alien and non-alien) に對して適用された。

(72) Neil Gotanda, *Book review: "Other non-whites" in American Legal History: A Review of Justice at War*, 85 COLOM. L. REV. 1186, 1191 (1985).

(73) ナツ・トットー・サイムウヰルゼー「アフリカ人の権利」、田辺圭吾の著書・イトウ判事に対する感想を紹介して置く。

Saito, *supra* note 54, at 85.

米山・前掲注三一〇、三一五—三六頁

(74) (75) ナイジ合衆国における主流文化を西歐文化と位置づけたのは、無論白人文化との対比で劣位に位置づけられる黒人文化の問題を看過するものではない。しかし、西歐文化と非西歐文化との間の階層的序列を特に考察していくことは、宗教的・倫理的问题が浮上する場面において重要な意味を持つと思われる。これは、九・一以降の合衆国におけるムスリムへのヘイト・クライム問題によるなものである。

Saito, *supra* note 54, at 121.

(76) (77) (78) (79) (80) (81) (82)

同、一五—三七頁

See, Saito, *supra* note 54, at 94.

実際に、ナの憲法修正後の訴訟において合憲性が争われている事例の多くは、これらの労働・経済領域に関するものである。前掲注一九を参照のこと。

Kathay Feng が投票分析としてナのような指摘を行つてゐる。

CHAVES, *supra* note 9, at 236.

(83) 11000年の国勢調査では、カリフォルニア州におけるアジア系アメリカ人の民族別の内訳は、中国三七・九%、フィリピン一三・四%、インド系アジア人一四・五%，ベトナム八・〇%，韓国四・八%，日本四・一%ほかとなつてゐる。ナのうち上位

説  
U.S. Census Bureau, *Census* 2000.

論  
See, Chang, *supra* note 43.

ロバート・チャンは、アフリカ系アメリカ人の被抑圧者としての地位を強調し、抑圧者層への対抗という観点から連帯を必要性を説いています。

(84) いの些々指摘する所のとおり

See, Gauam, *supra* note 25, at 69.

(85) Oni & Takaki, *supra* note 22, at 276.

(86) 裁判所の例外ではなく、Brown訴訟及びBakke訴訟のアフリカ系アメリカ人・アフリカン人のリーディング・ケースは、  
①誰が決めるか、種類的(トータル系アフリカ人に)②順位(アフリカ人)がいた。

See, Chuang, *Power, Merit, and the Imitations of the Black and White Binary in the Affirmative Action Debate: The Case of Asian Americans at Whitney High School*, 8 ASIAN L.J. 31, 36-37(2001).

(87) Chang, *supra* note 43, at 1260-63.

(88) TAKAGI, *supra* note 46, at 1.

同書は、高等教育におけるアフリカ系アメリカ人の変遷について詳細に検討しています。

(89) Grutter v. Bollinger, 539 U.S. 305 (2003).

(90) Gratz v. Bollinger, 539 U.S. 244 (2003).

(91) ロバート・チャンは、一九八〇年代の江南であります。

See, Kim, *supra* note 60, at 103-105.

(2) Ho by Ho v. San Francisco Unified School District, 965 F. Supp. 1316(1997).

判決は原告の請求を棄却したが、サンフランシスコ統一学校区は「一九九六年に」これまでの基準を修正し、学生定員の110%以下の範囲で、成績以外の諸要素—そいには人種的多様性の考慮も含まれる—を付加的に考慮するという、折衷的なプランを提示している。

*See, Deana K. Chuang, supra note 86, at 45-48(2001).*

(3) 「国〇〇ルーレ」の廃止後、「一九九六年から一九九九年の間」、アフリカ系アメリカ人学生の比率は六・三%から一一・八%まで、トトハ系アメリカ人学生は一一・一%から四・五%にそれぞれ減少している。

*Id.*, at 31,47.

(4) *See, Omi & Takaki, supra note 22, at 278-279.*

(5) グッタは、提案一八九号における対応と比較して、提案一〇九号反対のキヤンペーへにおいて初めてアジア系アメリカ人が政治的に一定のめりあいを持った行動をとったと謹じている。

*See, Gautam, supra note 25, at 49.*

(6) *Id.*, at 59-50.

*Id.*, at 68.

*Id.*, at 68.

*Id.*, at 68-69.

*Id.*, at 69.

*See also, Chang, supra note 43.*

(10) Brest & Oshige, supra note 45, at 396.

説  
論

戴エイカ『多文化主義とティアスボラ』(明石書店、一九九九年) 七四—七五頁

(102) 「それを指摘するものとして」

Victoria C. Romero, *Symposium: Race Jurisprudence and the Supreme Court: Where Do We Go from Here?: Are Filipinas Asians or Latinas?: Reclaiming the Anti-Subordination Objective of Equal Protection after Grutter and Gratz*, 7 U.P.A. J. CONST. L. 765 (2005).

(103) 古矢・前掲注六、一〇九—一一〇頁

(104) リサ・ロウ「アジア系アメリカ人—異質性・雑種性・複数性」思想八五九号。また、これは依拠しつつハイブリッドな人びとの経験を積極的に位置づけていくことを提唱するものとして、戴・前掲注一〇一)を挙げようがやう。

(105) 差し当たりの参考文献として、河口和也『クィア・スタディーズ』(既波書店、一〇〇〇年)